埼医業Ⅱ第　６１５号
令和２年　６月　３日

郡市・大学医師会長　殿
（医療保険担当理事　殿）

埼玉県医師会長　　金　井　忠　男
（担当常任理事　　廣　澤　信　作）

厚生労働省「疑義解釈資料の送付について（その 15)」のご案内について

標記のことについて、日本医師会から別添のとおり通知がありました。

つきましては、貴会におかれましてもご了知いただき、会員への周知方にご高配くださいますようお願い申し上げます。

なお、参考までに本通知を本会ホームページに掲載いたしましたので、ご活用下さい。

【参考】
ホームページアドレス　　http://www.saitama.med.or.jp/hoken/index.html

担　当：業務Ⅱ課　藤崎
電　話：048-824-2611（代表）
ＦＡＸ：048-822-8515（代表）

春加八潮医師会 収受 2.6.-4 第 366 号

（保 89）
令和２年６月３日

都道府県医師会
社会保険担当理事　殿

日本医師会常任理事
松　本　吉　郎
（公印省略）

厚生労働省「疑義解釈資料の送付について（その 15）」の送付について

令和２年度診療報酬改定に関する情報等につきましては、令和２年３月５日付け日医発第 1181 号（保 265）「令和２年度診療報酬改定に係る省令、告示、通知のご案内について」等により、逐次ご連絡申し上げているところであります。

今般、厚生労働省保険局医療課より、令和２年度診療報酬改定に関するＱ＆Ａ「疑義解釈資料の送付について（その 15）」が発出されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

以上、本件について貴会会員にご周知下さいますようお願い申し上げます。

【添付資料】
疑義解釈資料の送付について（その 15）
（令 2.6.2　事務連絡　厚生労働省保険局医療課）

事　務　連　絡
令和２年６月２日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）　　御中
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
　後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その15）

診療報酬の算定方法の一部を改正する件（令和２年厚生労働省告示第57号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和２年３月５日保医発0305第１号）等により、令和２年４月１日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義照会資料を別添１から別添３のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

（別添１）

医科診療報酬点数表関係

【早期栄養介入管理加算】

問１　区分番号「Ａ３０１」特定集中治療室管理料の注５の早期栄養介入管理加算について、経腸栄養開始後の１日３回のモニタリングは、届け出た専任の管理栄養士が実施しなければならないのか。

（答）当該管理栄養士が実施することが原則である。ただし、当該管理栄養士が実施できない場合は、当該管理栄養士以外が実施しても差し支えないが、当該管理栄養士はモニタリング結果を確認するとともに、モニタリング結果により栄養管理に係る早期介入の計画を早急に見直すことが必要な場合に当該管理栄養士に相談できる体制を整備していること。

問２　区分番号「Ａ３０１」特定集中治療室管理料の注５の早期栄養介入管理加算について、届け出た専任の管理栄養士が休み等により不在の日は、算定ができないのか。

（答）当該管理栄養士が不在の場合、当該管理栄養士以外の管理栄養士が必要な栄養管理を実施しても差し支えない。なお、当該管理栄養士以外が実施する場合は、随時、当該管理栄養士に確認できる体制を整備しておくこと。

【特殊カテーテル加算】

問３　区分番号「Ｃ１６３」特殊カテーテル加算について、在宅自己導尿を行っている入院中の患者以外の患者に対して、再利用型カテーテル、間歇導尿用ディスポーザブルカテーテル又は間歇バルーンカテーテルを使用した場合に、3月に３回に限り、第１款の所定点数に加算するとされたが、患者の受診状況等に応じて２月に２回としても算定可能か。

（答）可能である。ただし、同一月に使用する分としては、１回分を超える算定はできない。例えば、１月目に当月分と翌月分の２回分算定し、３月目に当月分と翌月分の２回分算定することは可能であるが、１月目に当月分と翌月分の２回分算定し、２月目に当月分と翌月分の２回分算定することは不可。

【SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出】

問４　令和２年６月２日付けで改正された、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和２年３月５日保医発0305第１号）区分番号Ｄ０２３（17）SARS-CoV-2核酸検出について、「検査に用いる検体については、国立感染症研究所が作成した「2019-nCoV（新型コロナウイルス）感染を疑う患者の検体採取・輸送マニュアル」を参照すること。」とあるが、これはこれまで保険適用となっていた検体に加え、唾液からの検体を用いてSARS-CoV-2核酸検出を実施した場合も保険適用となったということか。

（答）これまで保険適用となっていた喀痰、気道吸引液、肺胞洗浄液、咽頭拭い液、鼻腔吸引液、及び鼻腔拭い液に加え、唾液からの検体を用いて実施した場合も保険適用となる。

（別添２）

歯科診療報酬点数表関係

【特定保険医療材料】

問１　「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」のⅡの４の０５９「純チタン２種」（以下、「純チタン」という。）について、鋳造用ではなくＣＡＤ／ＣＡＭ用の材料を用いた場合は算定できるか。

（答）算定できない。

問２　純チタンで作製した全部金属冠について、歯冠形成はどのように算定するのか。

（答）区分番号「Ｍ００１」に掲げる歯冠形成の「１のイ　金属冠」又は「２のイ　金属冠」により算定する。

問３　純チタンで作製した全部金属冠について、装着はどのように算定するのか。

（答）区分番号「Ｍ００５」に掲げる装着の「１　歯冠修復」により算定する。

問４　純チタンで作製した全部金属冠について、区分番号「Ｍ０００－２」に掲げるクラウン・ブリッジ維持管理料は対象となるか。

（答）なる。

（別添３）

医科・歯科・調剤報酬点数表関係

【診療報酬明細書の記載要領】

問１　別表Ⅰ「診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧」により示されている診療報酬明細書の「摘要」欄に記載する事項等について、電子レセプト請求による請求の場合は令和２年 10 月診療分以降については該当するコードを選択することになったが、令和２年９月診療分以前の電子レセプト又は書面による請求を行う場合においても、当該一覧の「左記コードによるレセプト表示文言」のとおり記載するのか。

（答）必ずしも当該文言のとおり記載する必要はないが、その旨が分かる記載又は当該診療に係る記載事項であることが分かる記載とすること。